

徳島県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する制度要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性能向上計画認定 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
- (2) 技術的審査 性能向上計画認定に係る同項第1号又は第4号に掲げる基準（以下「技術的基準」という。）の適合性に関する技術的審査をいう。
- (3) 審査機関等 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

第2章 性能向上計画認定

(審査機関等による性能向上計画認定に係る技術的審査)

第3条 性能向上計画認定の申請をしようとする者は、審査機関等による技術的審査を受けることができる。

- 2 知事は、省令第20条第1項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請書に審査機関等が技術的基準に適合していることを証明する書類（以下「適合証」という。）が添付されているときは、技術的基準に適合しているものとみなすことができる。

(性能向上計画認定の申請における添付図書等)

第4条 省令第20条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 審査機関等による技術的審査を受けた場合にあつては、当該審査機関等が交付する次のいずれかの書類
 - ア 適合証
 - イ 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（技術的基準に適合していることが確認できるものに限る。）の写し。

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

- 2 省令第20条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 省令第20条第1項の表の各項に掲げる図書のうち、当該図書に明示すべき事項の全てが適合証又は当該適合証の交付を受けるために審査機関等に提出した書類に明示されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が不要と認める図書

（性能向上計画認定の申請の取下げ）

第5条 性能向上計画認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、知事が性能向上計画認定をする前に、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ申出書（様式第1号）によりその旨を知事に届出なければならない。

（任意の構造計算適合性判定）

第6条 建築主事は、法第30条第3項の規定による通知を受けた場合において、審査に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者に対し、同条第7項に規定する適合判定通知書又はその写しの提出を求めるものとする。

（性能向上計画認定をしない旨の通知）

第7条 知事は、性能向上計画認定をしないときは、その理由を付して、建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知をするときは、申請者が提出した省令第20条第1項に規定する申請書の副本を返却するものとする。

（性能向上計画認定に係る建築物の状況報告）

第8条 認定建築主は、法第32条の規定により知事が求めるときは、認定を受けた計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況のうち知事が求める事項について、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等状況報告書（様式第3号）により知事に報告しなければならない。

（性能向上計画認定に係る建築物の新築等の取りやめ）

第9条 認定建築主は、性能向上計画認定に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめる旨の報告書（様式第4号）に省令第24条第2項に規定する通知書（法第31条第1項の規定による知事の認定を受けた場合にあっては、省令第27条の規定により読み替えて準用する省令第24条第2項に規定する通知書）を添えて、知事に報告しなければならない。

（性能向上計画認定の取消し）

第10条 知事は、法第34条の規定により性能向上計画認定を取り消すときは、その理由を付して、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（様式第5号）により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとする。

（性能向上計画認定に係る建築物の完了報告）

第11条 認定建築主は、性能向上計画認定に係る建築物の新築等が完了したときは、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した旨の報告書（様式第6号）に工事監理報告書その他必要な図書を添えて、知事に報告しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ申出書

年 月 日付け第 号で提出した建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請を取り下げたいので、徳島県建築物のエネルギー消費性能向上計画認定等に関する制度要綱第 5 条の規定により届出ます。

1. 申請に係る建築物の位置
2. 取下げの理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

第 号
年 月 日

(申請者) 様

徳島県知事

建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項による認定をしないこととしたので、徳島県建築物のエネルギー消費性能向上計画認定等に関する制度要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 理由

(教示)

なお、この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

徳島県知事 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等状況報告書

徳島県建築物のエネルギー消費性能向上計画認定等に関する制度要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名
5. 報告の内容（必要に応じて資料を添付すること）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第 4 号

年 月 日

徳島県知事 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめる旨の報告書

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめたいので、徳島県建築物のエネルギー消費性能向上計画認定等に関する制度要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 号
年 月 日

(申請者) 様

徳島県知事

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画認定については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条の規定に基づき、その認定を取り消したので、徳島県建築物のエネルギー消費性能向上計画認定等に関する制度要綱第 1 0 条の規定により通知します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定建築主の住所
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定に係る建築物の構造
- 6 取消しの理由

(教示)

なお、この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

徳島県知事 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した旨の報告書

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了したので、徳島県建築物のエネルギー消費性能向上計画認定等に関する制度要綱第 11 条の規定により、次のとおり報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号

2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名

5. 建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証

イ. 検査済証番号 第 号

ロ. 検査済証交付日 年 月 日

ハ. 検査済証交付者

6. 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等

【資格】 () 建築士 () 登録第 号

住所

氏名

【建築士事務所】 () 建築士事務所 () 知事登録 号

住所

名称

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

- (1) 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
(2) 別途、工事監理報告書を添付してください。